

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月17日現在

福島県	出荷制限	攝取制限
原乳	2市6町3村 ^{※1}	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市5町2村 ^{※2}	1市5町2村 ^{※2}
結球性葉菜類 (キベツ等)		—
アブラナ科の花嚢類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
カブ		—
原本シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
原本シイタケ(施設栽培)	川俣町	
伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原本シイタケ(施設栽培)を除く。)		—
原本ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、大栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 柳原町
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、川内村、葛尾村	
くさつて(こごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
くさつて(こごみ) (野生のものに限る。)	会津美里町	
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
ぜんまい(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	
うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、葛尾村	—
わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町	—
ウメ	南相馬市	—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町	—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市	—
キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字宇勢常、原町区高倉字吹屋岬、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗壼、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される小豆を除く。)	—
大豆	福島市(旧野田村の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村の区域に限る。)	—
米 (平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧浜川村の区域に限る。)、伊達市(旧堀本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	
米 (平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
米 (平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
米 (平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
米 (平成27年産)	※6(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうら東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
水産物30種 ^{※7}	最大高潮時海岸線上官城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
牛の肉 ^{※8}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
イシジの肉	全域	6市10町4村 ^{※9}
カルガモの肉	全域	—
キジの肉	全域	—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、鶴枝岐村	—
ノウサギの肉	全域	—
ヤマドリの肉	全域	—

*8 田中市(東京電力配送会社)は、原町子立所を除く全20ヶ所(ノルマ内)の区域に限る。なお、相模川市(東京電力配送会社)は、原町子立所を除く全20ヶ所(ノルマ内)の区域に限る。

※JR東日本(東京)電力蓄電池式福島第一原子力発電所第2号機2号炉モルタル内区域の北界に原町区高桑字下原町、原町区高桑字七曲、原町区高桑字森、原町区高桑字技术木森、原町区医道字五台山、原町区医道字桃川、原町区医道字番師原、原町区片倉字

*3 福島市立鷺野小学校・福島市第一女子小学校から半径20キロメートル圏内の区域を除く。) 田村市(都路町・船引町・船引町)、船引町・常葉町山岸並びに市内固有林福島松並木林帯約2.61ヘクタール、JR東日本常葉町駅構内、35号橋付近から2.72井戸跡付近まで、233号橋付近から200号橋付近及び101号橋付近から203号橋付近までの区域の北端部を除く。) 佐野市立佐野小学校から半径20キロメートル圏内の区域を除く。

川村の区域に限る)、¹⁰「市川(新潟市)」、御所野(引町)中字小字、船岡(引町)中字下戸屋、¹¹新潟市御所野(引町)251林班一区、252林班、253林班の区域に限る。283林班から280林班及びひび100林班(以上は283林班から280林班及びひび100林班の区域に限る)、馬場山、川原山及し字御所野(字御所野の区域に限る)、馬場、高木(字助常)、字吹屋、字典、字森及し字柏木の区域に限る)、半字(字田原の区域に限る)、半字(字間形洋の区域に限る)、高(字町)、字北川原、字室垣現、字室垣、字御所野、字中久保、字木内及し字木内(字木内及し字木内)の区域に限る)、下井、小泽、堤井、江井、米々井、小木曾、大谷、丹波(字大谷)、字森合、字森合及し字皆音の区域に限る)、高(字町)、字北川原、字室垣現、字室垣、字御所野、字中久保、字木内及し字木内(字木内及し字木内)の区域に限る)、高木(字城坂の区域に限る)。この域に限る)。及び市内林野整備監修課2004林班から207林班まで、2008林班から2102林班まで、2104林班から2105林班に区域に限る)、市(日本坂町)。

④ 佐伯区、富田畠、旧田畠、小川村及び日吉保町の区域に限る。)、本宮市(日吉岩村の区域に限る。)、川俣町(山並木)及び町内有林福島森林管理署230林班及び2310林班から2312林班までを除く区域に限る。)

⑤ 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川俣町(平成25年5月7日付け指示により設定された居住剝奪区域及び避難指⽰解除準備区域に限る。)、葛萊村、富岡町(平成25年3月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大船町(平成24年5月30日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年5月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指⽰により設定された居住剝奪区域及び避難指⽰解除準備区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指⽰により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*7 アイヌ、アシリタヌイ、ラム、(種類を除く)、イカグレイ、ウマヅラヒ、ウタナゴ、エゾソイアイナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモングスベ、サクラマス、サプロウ、シロメバル、スズキ、ナガツカ、ヌマガレイ、バハガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ヒラメガレイ、マダラガレイ、マゴチ、マダラギ、ムラサメ

※9 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月17日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町 大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、花巻市、北上市、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	たけのこ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
雑穀	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
水産物	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
肉	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	牛の肉*
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
肉	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、栗原市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町 仙台市、登米市、大崎市、大和町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	たけのこ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市 <さそてつ(こごみ)
	氣仙沼市、栗原市、大崎市、加美町	
	こしあぶら	氣仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	氣仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	氣仙沼市、栗原市、大崎市
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	磐井川(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大溝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	アユ(養殖を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	たけのこ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	スズキ	イシガレイ
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	ウナギ
肉	イノシシの肉	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。) 全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成27年4月17日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、真岡市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、市貝町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 日光市、大田原市、茂木町、芳賀町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	壬生町、那須町 鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	たけのこ	日光市、大田原市、矢板市、那須町
	くさそてつ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、流山市、八千代市、我孫子市、印西市、白井市 佐倉市、君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	たけのこ	我孫子市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
	こしあぶら	長野市、中野市、軽井沢町、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月17日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月17日現在

福島県		出荷制度
<さそつ(ごこみ) (野生のものに限る。)	H23.8.9~: 福島市、楳野町 H24.5.1~: 福島市、伊達市、園見町、三春町 H24.5.2~: 川俣町 H24.5.7~: 田村市、古殿町 H24.5.10~: 二本松町、大玉村 H23.4.30~: 霧山町 H23.5.1~: 霧尾町、葛尾村	
	H24.5.24~: 霧島興農町	
	H24.5.5~: 福島市、二本松市	
	H24.6.7~: 霧山市、白河市、喜多方市、会津美里町、猪苗町、猪崎町 H24.5.10~: 伊達市、園見町、矢板町、磐梯町、下郷町、大玉村、西部村、越川町	
	H24.5.14~: 豊川町、いわき市、川俣町、石川町、天栄村	
	H24.5.17~: 美野町、磐谷代町 H24.5.27~: 瑞穂町、北塙村	
こしぶら こしぶら	H25.5.1~: 墓窪村 H25.5.10~: 福島市、南相馬市、古殿町、南会津町、新地町、東峰村 H25.5.20~: 三島町、川内村 H25.5.22~: 逸川町、広野町 H25.5.28~: 木宮市、田村市、小野町、矢吹町、会津坂下町、玉川村、平田村、中島村 H25.5.29~: 三春町 H25.6.2~: 金峰町 H25.6.10~: 露和村	
	H24.5.2~: いわき市、二本松市	
	H24.5.10~: 福島市 H24.5.24~: 川俣町	
	H25.5.1~: 南相馬市 H25.5.14~: 墓窪村 H25.5.16~: 瑞穂町、墓窪村 H25.5.18~: 露和村	
	H25.5.20~: 川内村 H25.5.21~: 木宮市 H25.5.22~: 金峰町 H25.5.24~: 露和村	
	H25.5.28~: 三島町、川内村 H25.6.2~: 木宮市、露和村 H25.6.10~: 金峰町 H25.6.14~: 広野町、大玉村、葛尾村	
せんまい せんまい (野生のものに限る。)	H25.5.14~: 広野町、大玉村	
	うわばみそら (野生のものに限る。)	H26.8.24~: 露和町、園見町
	H04.5.1~: いわき市、福島市、伊達市、磐梯町 H24.5.2~: 福島市	
	H24.5.7~: 霧山市、白河市、猪町、新地町 H24.5.10~: 大玉村、西部村 H24.5.14~: 川俣町	
	H25.5.10~: 南相馬市 H25.5.14~: 露和町	
	H25.5.16~: 露和町 H25.5.20~: 木宮市 H25.5.21~: 园見町	
たらのめ (野生のものに限る。)	H25.5.14~: 広野町、川内村、田村市、相馬市、広野町 H25.5.20~: 木宮市、露和町 H25.5.24~: 露和町、川内村 H25.5.28~: 木宮市、露和町、川内村 H25.6.2~: 木宮市、露和町 H25.6.10~: 金峰町	
	H25.6.14~: 広野町、大玉村	
	ふき(野生のものに限る。)	H26.8.24~: 露和町、園見町
	H04.5.1~: いわき市、福島市、伊達市、磐梯町 H24.5.2~: 福島市	
	H24.5.7~: 霧山市、白河市、猪町、新地町 H24.5.10~: 大玉村、西部村 H24.5.14~: 川俣町	
	H25.5.10~: 南相馬市 H25.5.14~: 露和町	
わらび わらび (野生のものに限る。)	H25.5.16~: 木宮市 H25.5.20~: 木宮市 H25.5.24~: 露和町 H25.5.28~: 木宮市 H25.6.2~: 木宮市 H25.6.10~: 金峰町	
	H25.6.14~: 南相馬市 H25.6.17~: 木宮市 H25.6.21~: 木宮市	
	H25.6.25~: 木宮市、南相馬市 H25.6.29~: 木宮市、南相馬市 H25.7.3~: 木宮市、南相馬市 H25.7.7~: 木宮市、南相馬市 H25.7.11~: 木宮市、南相馬市 H25.7.15~: 木宮市、南相馬市	
	H25.7.19~: 木宮市、南相馬市 H25.7.23~: 木宮市、南相馬市 H25.7.27~: 木宮市、南相馬市 H25.7.31~: 木宮市、南相馬市 H25.8.4~: 木宮市、南相馬市 H25.8.8~: 木宮市、南相馬市	
	H25.8.12~: 木宮市、南相馬市 H25.8.16~: 木宮市、南相馬市 H25.8.20~: 木宮市、南相馬市 H25.8.24~: 木宮市、南相馬市 H25.8.28~: 木宮市、南相馬市 H25.9.1~: 木宮市、南相馬市	
	H25.9.5~: 木宮市、南相馬市 H25.9.9~: 木宮市、南相馬市 H25.9.13~: 木宮市、南相馬市 H25.9.17~: 木宮市、南相馬市 H25.9.21~: 木宮市、南相馬市 H25.9.25~: 木宮市、南相馬市	
ウメ ウメ ユズ ユズ クリ クリ キウイフルーツ キウイフルーツ	H23.6.2~: H25.10.21解説: 福島市、伊達市、桑折町 H24.6.1~: H25.10.21解説: 国見町、相馬市 H23.6.5~: H24.7.11解説: いわき市 H25.8.20~: 木宮市、南相馬市 H25.8.24~: 伊達市、南相馬市 H24.4.16~: 伊達市、瑞折町、園見町 H27.2.28~: 南相馬市 H24.5.10~: いわき市、伊達市 H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川俣町 H25.4.22~: 南相馬市 H25.5.1~: 金峰町 H25.5.14~: 露和町 H25.5.16~: 墓窪村 H25.5.20~: 木宮市、露和町 H25.5.24~: 露和町、川内村 H25.5.28~: 木宮市、露和町、川内村 H25.6.2~: 木宮市、露和町 H25.6.10~: 金峰町 H25.6.14~: 露和町、川内村 H25.6.17~: 木宮市、露和町 H25.6.21~: 木宮市、南相馬市 H25.6.25~: 木宮市、南相馬市 H25.6.29~: 木宮市、南相馬市 H25.7.3~: 木宮市、南相馬市 H25.7.7~: 木宮市、南相馬市 H25.7.11~: 木宮市、南相馬市 H25.7.15~: 木宮市、南相馬市 H25.7.19~: 木宮市、南相馬市 H25.7.23~: 木宮市、南相馬市 H25.7.27~: 木宮市、南相馬市 H25.7.31~: 木宮市、南相馬市 H25.8.4~: 木宮市、南相馬市 H25.8.8~: 木宮市、南相馬市 H25.8.12~: 木宮市、南相馬市 H25.8.16~: 木宮市、南相馬市 H25.8.20~: 木宮市、南相馬市 H25.8.24~: 木宮市、南相馬市 H25.8.28~: 木宮市、南相馬市 H25.9.1~: 木宮市、南相馬市 H25.9.5~: 木宮市、南相馬市 H25.9.9~: 木宮市、南相馬市 H25.9.13~: 木宮市、南相馬市 H25.9.17~: 木宮市、南相馬市 H25.9.21~: 木宮市、南相馬市 H25.9.25~: 木宮市、南相馬市 H25.9.29~: 木宮市、南相馬市 H25.10.3~: 木宮市、南相馬市 H25.10.7~: 木宮市、南相馬市 H25.10.11~: 木宮市、南相馬市 H25.10.15~: 木宮市、南相馬市 H25.10.19~: 木宮市、南相馬市 H25.10.23~: 木宮市、南相馬市 H25.10.27~: 木宮市、南相馬市 H25.11.1~: 木宮市、南相馬市 H25.11.5~: 木宮市、南相馬市 H25.11.9~: 木宮市、南相馬市 H25.11.13~: 木宮市、南相馬市 H25.11.17~: 木宮市、南相馬市 H25.11.21~: 木宮市、南相馬市 H25.11.25~: 木宮市、南相馬市 H25.11.29~: 木宮市、南相馬市 H25.12.3~: 木宮市、南相馬市 H25.12.7~: 木宮市、南相馬市 H25.12.11~: 木宮市、南相馬市 H25.12.15~: 木宮市、南相馬市 H25.12.19~: 木宮市、南相馬市 H25.12.23~: 木宮市、南相馬市 H25.12.27~: 木宮市、南相馬市 H25.12.31~: 木宮市、南相馬市 H25.1.4~: H26.8.8~一部解説: 福島市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、大玉村(田坂川村の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4~: H26.8.13~一部解説: 福島市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.18~: H26.8.17~一部解説: 南相馬市(田原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.23~: H26.8.19~一部解説: 露和町(田原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4~: H26.11.7~一部解説: 露和町(田原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H26.8.10~: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
小豆 小豆	H28.1.4~: H28.8.13~一部解説: 福島市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.18~: H26.8.17~一部解説: 南相馬市(田原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.23~: H26.8.19~一部解説: 露和町(田原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4~: H26.11.7~一部解説: 露和町(田原町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H26.8.10~: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.4~: H26.8.8~一部解説: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
大豆 大豆	H25.1.4~: H26.8.9~一部解説: 桑折町(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.10.7~: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.8.20~: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.8.24~: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.8.28~: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.9.1~: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
米 米 (平成23年度)	H25.1.4~: H26.8.8~一部解説: 木宮市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.11~: 福島市(田原町の区域に限る。)	
	H25.1.20~: 伊達市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)	
	H25.12.5~: 木宮市(田原町の区域に限る。)	
	H25.12.9~: 伊達市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)	
	H25.12.13~: 木宮市(田原町の区域に限る。)	
米 米 (平成24年度)	H25.1.11~: 福島市(田原町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.19~: 木宮市(田原町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.28~: 伊達市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.1.31~: 木宮市(田原町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.2.7~: 伊達市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H25.2.11~: 木宮市(田原町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
米 米 (平成25年度)	H24.10.23~: H26.10.23~一部解説: 露和町(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.15~: H26.11.15~一部解説: 大玉村(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.19~: H26.11.19~一部解説: 福島市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.23~: H26.11.23~一部解説: 南相馬市(田原町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.27~: H26.11.27~一部解説: 木宮町(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.31~: H26.11.31~一部解説: 伊達市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
米 米 (平成25年度)	H24.12.3~: H26.12.3~一部解説: 露和町(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.7~: 木宮町(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.11~: 伊達市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.15~: 木宮町(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.19~: 伊達市(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.12.23~: 木宮町(田原町及び田坂川町の区域に限る。)、(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月17日現在

福島県		出荷制限
米（平成26年度）	H28.3.20～：福島県商務局市（平成24年3月30日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、川俣町（平成25年8月7日付け指示により認定された居住困難区域及び避難指示解除準備区域に限る。）、猪苗代町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年1月10日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、猪苗代町（平成24年6月15日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）（他の定める管理制度に基づき管理される場合は出荷制限の対象から除く。）	
穀類	H27.3.20～：福島県商務局市（平成24年3月30日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、猪苗代町、富岡町（平成25年3月7日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、猪苗代町（平成24年3月7日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、川内村（平成25年3月7日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）、猪苗代町（平成24年6月15日付け指示により認定された海運困難区域を除く区域に限る。）（他の定める管理制度に基づき管理される場合は出荷制限の対象から除く。）	
イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域 H23.8.6～：秋元瀬、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、長瀬川（鶴川との合流点から上流の部分に限る。）及び福島県内の阿武隈川（支流を含む。） H23.8.17～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、喜多方川（支流を含む。） H24.3.29～：新田川（支流を含む。） H24.3.29～：大田川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を除く。） H24.4.24～：猪苗代湖（猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし鶴川を除く。）及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.6.7～H25.7.30解除：猪苗代湖の久慈川（支流を含む。）	
ヤマメ（稚稚を除く。）	H23.8.17～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、長瀬川（鶴川との合流点から上流の部分に限る。） H24.3.29～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、喜多方川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を除く。） H24.4.24～：猪苗代湖（猪苗代湖に流入する河川（支流を含む。ただし鶴川を除く。）及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流（支流を含む。） H24.5.24～H26.10.24解除：猪苗代湖の只見川（うち喜多方ダムの上流（支流を含む。） H24.5.31～H24.9.19解除：猪苗代湖（支流を含む。） H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち喜多方ダムから上流ダムの間（支流を含む。） H24.4.24～H26.12.11解除：只見川のうち喜多方ダムの下流（支流を含む。） H24.4.24～H27.1.14解除：日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）	
ウグイ	H23.8.17～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。） H24.3.29～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、喜多方川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を含む。） H24.4.24～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。ただし鶴川及び日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。） H24.5.24～H26.10.24解除：猪苗代湖の只見川（うち喜多方ダムの上流（支流を含む。） H24.5.31～H24.9.19解除：猪苗代湖（支流を含む。） H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち喜多方ダムから上流ダムの間（支流を含む。） H24.4.24～H26.12.11解除：只見川のうち喜多方ダムの下流（支流を含む。） H24.4.24～H27.1.14解除：日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。）	
ウナギ	H23.8.17～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。） H24.3.29～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、喜多方川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を除く。） H24.4.12～：喜多方（支流を除く。）	
アユ（稚稚を除く。）	H23.8.17～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。） H24.3.29～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、喜多方川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を除く。） H24.4.12～：喜多方（支流を除く。）	
イワナ（稚稚を除く。）	H23.8.17～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。） H24.3.29～：喜多方、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの間に流入する河川、喜多方川（支流を含む。） H24.4.6～：鶴川（支流を除く。） H24.4.12～：喜多方（支流を除く。）	
コイ（稚稚を除く。）	H24.5.1～H24.9.19解除：猪苗代湖（支流を含む。） H24.4.24～H26.8.25解除：只見川のうち喜多方ダムから上流ダムの間（支流を含む。） H24.4.24～H26.12.11解除：只見川のうち喜多方ダムの下流（支流を含む。） H24.4.24～H27.1.14解除：日鶴川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流（支流を含む。ただし、喜多方ダムの上流を除く。）並びに日鶴川（鶴川との合流点から上流の部分に限る。）	
フナ（稚稚を除く。）	H24.4.27～：秋元瀬、小野川湖及び猪苗代湖並びにこれらの間に流入する河川（支流を含む。）；喜多方のうち大川ダムの下流（支流を含む。）；阿賀川のうち大川ダムの下流（支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。）並びに喜多方（鶴川との合流点から上流の部分に限る。）	
アヒメ	H24.5.10～：福島県内の阿武隈川のうち喜多方ダムの下流（支流を含む。）	
アカシタビラメ		
イカ（稚魚を除く。）		
イシクゲイ		
ウスメリル		
ウミナゴ		
エゾノイアイナメ		
キツネヌハル		
クロソシント		
クロソイ		
クロダイ		
ケムシシジカ		
コモコカスペ		
サクラス		
サブロウ		
シロメバトル		
スズキ		
スマガレイ		
ハラガレイ		
ヒラメ		
ホシガレイ		
マアナゴ		
マコレイ		
マゴイ		
ムラサイ		
ヒノミガイ		
アカシレ	H24.6.22～H25.10.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
スケウウダラ	H24.6.22～H25.12.17解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マガレイ	H24.6.22～H26.4.16解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ナガリカ	H24.7.1～～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マツカワ		
ホシザメ	H24.7.26～H27.2.18解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ショウサイグ	H24.8.23～H26.10.15解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
サヨリ	H25.2.14～H26.7.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
カサゴ	H26.8.6～～：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ユメサゴ	H26.3.25～H26.5.28解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ホウボウ	H24.6.22～H26.7.9解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
キタムラサキウニ		
マダラ	H24.6.22～H27.1.14解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ムシガレイ	H24.6.22～H27.2.24解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
ニベ	H24.6.22～H27.4.2解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
メイタガレイ	H24.6.22～H27.4.2解除：最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国技術的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
牛の肉	H28.7.19～H28.8.23～一部除外：金城（他の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。）	
イノシシの肉	H23.11.2～～：磐梯市、南相馬市、広野町、猪苗代町、大熊町、双葉町、猪苗代町、川内村、荒川村、新郷村 H23.11.29～～：磐梯市、二本松市、伊達市、木曾郡、磐梯町、西郷村、中島村、川俣村	
カルガの肉	H28.7.5～～：磐梯市、猪苗代川市、田村市、白河市、いわき市、鮫石町、石川町、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、猪苗代町、矢吹町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、大王村、猪苗代村	
牛の肉	H28.7.19～H28.8.23～一部除外：金城（他の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。）	
牛の肉	H23.11.2～～：磐梯市、南相馬市、広野町、猪苗代町、大熊町、双葉町、猪苗代町、川内村、荒川村、新郷村 H23.11.29～～：磐梯市、二本松市、伊達市、木曾郡、磐梯町、西郷村、中島村、川俣村	
牛の肉	H28.7.5～～：磐梯市、猪苗代川市、田村市、白河市、いわき市、鮫石町、石川町、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、猪苗代町、矢吹町、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、中島村、大王村、猪苗代村	
牛の肉	H23.11.2～～：磐梯市、二本松市、伊達市、木曾郡、磐梯町、西郷村、中島村、川俣村	
牛の肉	H24.7.27～～：金津若狭市、多賀城市、西条市、白河市、猪苗代町、猪苗代町、三春町、金山町、金津美里町、猪苗代町、金山町、金津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北郷村、西郷村、中島村、大王村、天栄村	
牛の肉	H25.1.20～～：金城	
牛の肉	H24.11.19～～：金城	

*■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月17日現在

青森県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28~: 十和田市、青森市 H24.10.30~: 青森市 H25.1.1~: 鎌ヶ崎町
水産物	マダラ	H24.8.27~H24.10.31解除: 青森県東部津軽富士海岸灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手両県界の正東の線及び青森県島最大高潮時海岸線で囲まれた地域
岩手県		出荷制限
たけのこ		H24.5.31~: 一関市、奥州市 H24.6.30~: 薩摩川田市
原木くりたけ(露地栽培)		H24.6.12~: 一関市、奥州市 H24.6.20~H27.4.10一部解除: 薩摩川田市、住田町 H24.6.25~H27.4.10一部解除: 大船渡市 H24.6.28~H27.4.10一部解除: 釜石市、奥州市、平泉町 H24.6.7~: 金ヶ崎町
原木しいたけ(露地栽培)		H24.5.7~H27.4.10一部解除: 釜石市 H24.5.7~H27.4.10一部解除: 一関市、大槌町 H24.5.7~H27.4.10一部解除: 釜石市、北上市、山田町 H24.5.10~H28.4.3解除: 蓼岡市
野菜類		H24.10.18~: 大船渡市、釜石市 H24.10.23~: 薩摩川田市 H24.11.2~: 一関市、奥州市 H24.10.11~: 一関市、薩摩川田市、平泉町 H24.10.18~: 釜石市 H24.10.29~: 岩手市 H24.11.29~: 大船渡市、金ヶ崎町 H24.11.7~: 釜石市 H25.10.9~: 住田町 H24.5.10~: 奥州市、花巻市 H24.5.14~: 蓼岡市 H24.5.15~: 釜石市 H24.5.18~: 住田町 H25.5.9~: 北上市 H25.5.18~: 釜石市 せり(野生のものに限る。)
ぜんまい		H24.5.30~: 一関市、奥州市 H24.5.18~: 住田町
わらび(野生のものに限る。)		H24.5.18~: 岩手市、薩摩川田市 H25.5.17~: 一関市 H24.5.4~: 平泉町 H28.5.7~: 釜石市
穀類	大豆	H28.5.4~H25.2.4一部解除: 一関市(旧藤野村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H24.11.13~H26.4.11解除: 蓼岡市(旧浜川村の区域に限る。)、一関市(旧大庭町の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.11.30~H26.4.11解除: 奥州市(旧衣川村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
穀類	ソバ	H24.10.25~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ズキ		H24.6.11.8~: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
クロダイ		H24.5.2~H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
マダラ		H25.6.4~H25.6.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線で囲まれた海域
ヒラメ		H25.6.4~H25.6.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.5~: 藤井川(支流を含む。)
ウグイ		H24.5.11~H27.3.10解除: 岩手川内の北上川のうら口ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石溜ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田舎ダムの上流、網取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。) H24.6.12~H26.7.31解除: 気仙川(支流を含む。) H24.5.11~H26.8.25解除: 大川(支流を含む。)
肉	牛の肉	H23.8.1~H23.8.25一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
ケマの肉		H24.9.10~: 金城
シカの肉		H24.7.28~: 金城
ヤマドリの肉		H24.10.22~: 金城
宮城県		出荷制限
たけのこ		H24.5.1~: 白石市、丸森町 H24.8.29~: 素戔屋
H24.5.1~H26.4.17解除: 丸森町(旧藤野村の区域に限る。)		
原木しいたけ(露地栽培)		H24.6.1.18~: 白石市、角田市 H24.6.3.8~: 丸森町 H24.6.15~: 田村町 H24.6.11~: 気仙沼市、南三陸町 H24.6.12~: 素戔屋 H24.6.19~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大崎市 H24.4.25~: 東松島市 H24.4.25~H28.8.28一部解除: 米沢市 H24.4.27~: 名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、富谷町 H24.5.9~: 色町 H24.5.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大崎町 H24.4.27~H27.2.18一部解除: 仙台市 H24.5.7~H27.2.18一部解除: 大和町
野菜類		H24.10.18~: 素戔屋、大崎市 H28.5.24~: 鶴岡市 H24.4.27~: 大崎市、素戔屋 H24.5.2~: 加美町 H24.5.5~: 気仙沼市、南三陸町 H24.5.7~: 石巻市 H24.4.20~H27.4.10一部解除: 大崎市 H24.4.25~: 東松島市 H24.4.25~H28.8.28一部解除: 米沢市 H24.4.27~: 名取市、加美町 H24.5.7~: 川崎町、富谷町 H24.5.9~: 色町 H24.5.10~: 七ヶ宿町 H24.5.18~: 大崎町 H24.4.27~H27.2.18一部解除: 仙台市 H24.5.7~H27.2.18一部解除: 大和町
キノコ類(野生のものに限る。)		H24.10.18~: 素戔屋、大崎市
〈さそてつ(ごみ)		H24.4.27~: 鶴岡市 H24.5.2~: 加美町 H24.5.5~: 気仙沼市、南三陸町 H24.5.7~: 大崎市、南三陸町 H24.5.7~: 大和町
こしあぶら		H24.5.7~: 素戔屋、七ヶ宿町 H24.5.11~: 気仙沼市、七ヶ宿町 H24.5.11~: 大和町
ぜんまい		H24.5.11~: 気仙沼市、丸森町 H24.5.17~: 大崎市
たらのめ(野生のものに限る。)		H28.4.25~: 気仙沼市、素戔屋市、大崎市
穀類	大豆	H25.1.4~H25.3.15一部解除: 葛底市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。) H26.5.19~H26.6.19解除: 葛底市(旧金田村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
穀類	(平成25年産)	H28.5.19~: 素戔屋(旧金成村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)
穀類	ソバ	H24.11.16~H26.4.11解除: 葛底市(旧一村村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。) H24.12.14~H26.2.25解除: 大崎市(旧一村村の区域に限る。) (県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)
クロダイ		H24.8.28~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
スズキ		H24.11.8~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.4.12~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
スズキ		H24.10.25~: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
ヒラメ		H24.5.30~H25.4.1解説: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社庭半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
マダラ		H25.6.4~H25.8.30解説: 大崎市(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.1.17解説: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)
マダラ		H24.5.2~H24.8.30解説: 大崎市(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.2~H25.1.17解説: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもの)
ヒガシマフグ		H24.5.8~H26.2.18解説: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国接他の經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
アユ(養殖を除く。)		H28.6.27~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上遊を除く。)
ヤマメ(養殖を除く。)		H24.6.27~H25.12.25解説: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうち、白鷺堰堤より上流の白石川(支流を含む。) H24.5.14~: 大倉町の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋田大河の上流(支流を含む。)
イワナ(養殖を除く。)		H24.5.24~: 三遊川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)及び鶴川(支流を含む。)ただし、栗川及びその支流並びに豊川4号堰堤の上流(支流を含む。) H24.5.28~: 江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)及び二遊川のうち荒砥沢川の上流(支流を含む。) H24.6.22~: 一遊川のうち花房ダムの上流(支流を含む。)及び栗川のうち壹勝野ダムの上流(支流を含む。)
ウグイ		H24.6.28~: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)
牛の肉		H23.7.28~H23.8.19一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
イシノミの肉		H24.5.22~: 角田市、丸森町、山元町
クマの肉		H24.6.25~: 金城(上記地域を除く。)

※_____の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月17日現在

山形県		出荷制限
肉	カマの肉	H24.9.10~: 全域
秋田県		出荷制限
原乳		H23.3.23~4.10解除: 全域
ホウレンソウ		H23.3.21~4.17解除: 全域(下記の地域を除く。)
カキナ		H23.3.21~4.17解除: 全域
バセリ		H23.3.23~4.17解除: 全域
野菜類	H24.4.8~: 遠来市、小美玉市	
	H24.4.8~H27.4.17解除: つくばみらい市	
	H24.4.13~: 石岡市、龍ヶ崎市、取手市、茨城町、利根町	
	H24.4.13~H27.4.17解除: 守谷市	
	H24.4.16~: ひたちなか市、鉾田市、東郷村	
	H24.4.20~: 佐賀練市、大里町	
原木シイタケ(露地栽培)	H23.10.14~: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市	
	H23.11.10~: 行方市、阿見町	
	H24.4.6~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市	
	H23.10.14~: 土浦市、鉾田市	
こあぶら	H23.11.10~: 霊城町	
水産物	H24.5.5~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。)	
	H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	
	H24.7.~: 最大高潮時海岸線上福島県被戻界線の正東の綫、我が国排他的經濟水域の外縁線、北緯30度38分の綫及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.7.5~H25.6.28解除: 北緯38度38分の綫及び国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の綫及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域	
	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県被戻界線の正東の綫、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の綫及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.4.13~: 最大高潮時海岸線上福島県被戻界線の正東の綫、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の綫及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.1.9~H26.11.20解除: 最大高潮時海岸線上福島県被戻界線の正東の綫、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の綫及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.4.17~H27.2.5解除: 最大高潮時海岸線上福島県被戻界線の正東の綫、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の綫及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.4.17~H24.30解除: 北緯38度38分の綫、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の綫及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた水域	
	H24.4.17~: 最大高潮時海岸線上福島県被戻界線の正東の綫、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の綫及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
肉	イノシシの肉	H23.12.2~H23.12.21~: 茨城県内の利根川のうち猪大割の下流(支流水を含む。)
野木県		H23.6.2~H25.11.1解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海市、美浦村
		H23.6.2~H10.18解除: 古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町
		H23.6.2~H24.4.9解除: 大字町
		H23.6.2~H24.5.23解除: 常陸太田市、常陸大宮市
		H23.6.2~H24.5.30解除: 右町市、那珂市、城里町
		H23.6.2~H24.6.5解除: 水戸市
		H23.6.2~H24.8.20解除: 高萩市
		H23.6.2~H24.9.12解除: 日立市
		H23.6.2~H24.10.5解除: 茅町
		H23.6.2~H24.10.11解除: つくば市
茶	H23.6.2~H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市	
	H23.6.2~H25.6.17解除: 小美玉市	
	H24.2.15~: 茅ヶ崎市、矢板市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海市、美浦村	
	H24.2.15~H27.5.28解除: 取手市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海市、美浦村	
	H24.4.10~H28.7.3~: 那珂川町、芳賀町	
	H24.4.11~: 益子町	
原木シイタケ(露地栽培)	H24.4.11~H27.2.20~: 那珂川町、日光市、大田原市	
	H24.4.12~: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、市貝町	
	H24.4.12~H27.2.20~: 那須川町、佐木町、那須川原町	
	H24.4.13~: 木下町(木下町を除く。)、壬生町	
原木シイタケ(施設栽培)	H24.2.15~H28.10.24~: 那珂川町、那須塩原市	
	H24.2.15~H25.10.28~: 那珂川町、矢板市	
	H24.4.10~: 那須塩原市、芳賀町	
	H24.4.11~: 益子町	
	H24.4.11~H27.2.20~: 那珂川町、日光市、大田原市	
	H24.5.29~H28.2.28~: 那珂川町、さくら市	
原木クリタケ(露地栽培)	H24.8.4~H28.4.17~: 那須塩原市、鹿沼市	
	H24.8.28~: 王生町	
	H24.11.29~H28.10.24~: 那須塩原市、日光市	
	H23.11.7~: 鹿沼市、矢板市	
原木クリタケ(施設栽培)	H23.11.8~: 大田原市、那須塩原市	
	H23.11.14~: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、佐木町、市貝町、芳賀町、高根沢町	
	H24.11.8~: 手都宮市	
	H24.11.8~: 那須塩原市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.11.8~: 王生町	
	H24.11.14~: 鹿沼市、矢板市	
	H23.11.14~: 那須塩原市、日光市	
	H24.10.4~: 矢板市	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.4~: 那須塩原市、日光市	
	H24.10.19~: 矢板市	
	H24.10.19~: 那須塩原市	
	H24.11.14~: 王生町	
野菜類	H24.11.14~: 那須塩原市、日光市	
	H24.10.4~: 矢板市	
	H24.10.19~: 那須塩原市	
	H24.10.19~: 王生町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、益子町、那須川原町	
	H24.8.7~: 鹿沼市	
	H24.8.8~: 矢板市	
	H24.8.15~: 那須町	
たけのこ	H24.8.2~: 大田原市	
	H24.10.10~: 那須町	
	H24.10.10~: 那須塩原市	
	H24.10.12~: 那須烏山市	
<さそてつごみ>(野生のものに限る。)	H26.7.16~: 佐木町	
	H24.5.1~: 那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須町	
	H24.5.1~: 手都宮市、那須烏山市	
	H24.5.1~: 那須塩原市、日光市、矢板市	
	H24.5.1~: さくら市	
さんしょう(野生のものに限る。)	H26.5.29~: 那須川町	
	H26.5.29~: 高根沢町	
	H26.5.29~: 市貝町	
	H24.5.1~: 手都宮市、日光市	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H26.5.1~: 那須塩原市	
	H24.4.27~: 大田原市、矢板市	
	H24.5.1~: 那須町	
	H24.5.1~: 市貝町	
たらのめ(野生のものに限る。)	H26.5.19~: 手都宮市	
	H26.5.19~: 那須町	
	H26.5.19~: 堆谷町	
	H26.5.19~: 日光市	
わらび(野生のものに限る。)	H26.5.1~: 那須塩原市、那須町	
	H26.5.1~: 手都宮市、日光市	
	H26.5.1~: 矢板市	
	H24.5.1~: 大田原市	
クリ	H24.5.1~: 那須塩原市、那須町	
	H24.5.1~: 大田原市	

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成27年4月17日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む)。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H26.5.30～: 栃木県内の東名瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.2.28解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛の肉を除く。)
肉	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市
その他	茶	H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
		H24.9.25～: 稲田町、東吾妻町、嬬恋村
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.10～: 高山村 H24.10.16～: 安中市 H24.10.23～: 長野原町 H24.11.18～: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除: 薄根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川町(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.8～: 芭川川のうち岩舟橋から東京電力株式会社佐久発電所芭川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除: 烏川のうち川舟橋の上流(支流を含む。)
	イノシシの肉	H24.10.10～: 金城
	クマの肉	H24.9.10～: 金城
肉	シカの肉	H24.11.14～: 金城
	ヤマドリの肉	H28.1.23～: 金城
その他	茶	H23.6.30～H24.5.26解除: 藤生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物		H24.10.18～: 桶川町、皆野町 H24.10.29～: ときがわ町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.15～: 海老山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 埼市、香取市、多古町
	ショウギク、サンガクサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 埼市
	ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 埼市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 埼市
		H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市
		H24.4.6～: 印西市、栗原町
	たけのこ	H24.4.11～H27.1.22解除: 柏市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山町
		H23.10.11～: 我孫子市 H23.10.11～H28.10.14～: 鎌ケ谷市 H23.11.10～: 鎌ヶ谷市
	原木シイタケ(露地栽培)	H29.12.22～H28.10.14～: 佐貫市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市
		H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.16～H28.3.19～: 山武市 H24.1.14～H28.10.14～: 富津市
水産物	原木シイタケ(施設栽培)	H24.6.16～: 千葉市 H24.11.14～H28.11.20～: 富津市 H24.12.14～H28.10.14～: 富津市
	ゴンブナ	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀川に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H25.7.3～: 手賀沼及び手賀川に流入する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ワナギ	H26.11.12～: 千葉県内の利根川のうち境川の下流(支流を含む。ただし、印旛海水機場及び印旛水門の上流、両継用排水第一海水機場の下流、八路川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18～: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
		H23.6.2～9.7解除: 大網白里町
		H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市
		H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市
その他	茶	H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 湘南原町
新潟県		出荷制限
農産物	肉 クマの肉	H24.11.5～: 金城(佐渡市及び鼠島津村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.26～: 富士宮市、富士河口湖町、鳴羽町
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～: 鹿児沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿町、南牧村 H24.10.11～: 佐久市 H25.10.21～: 佐久穂町
	こしあぶら	H26.5.21～: 長野市、熊沢沢町 H26.5.28～: 中野市、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町
		H25.10.3～: 富士宮市、富士市
		H26.10.7～: 褐脣市

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の実績・平成27年4月17日現在

福島県		摂取制限
H23.3.23～ 下記の地域以外		
		H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
非球形葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
		H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
H23.3.23～ 下記の地域以外		
		H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
H23.3.23～ 下記の地域以外		
		H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.4解除：いわき市
		H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
アブラナ科の花壔類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
		H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.3.21～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
原木しいたけ(露地)		H23.4.13～：飯館村
		H23.9.6～：棚倉町（※菌根菌に関する野生キノコに限る）
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.15～：いわき市、棚倉町
		H23.9.20～：南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象